

助成年度：平成4年度

[所属] 東京大学 法学部

[役職] 教授

[氏名] 石黒 一憲

[課題]

国際環境保護と国家法の場外適用

－摩擦とその克服に向けて－

[内容]

いきなり「地球環境」問題にアプローチする前に、その前提として論ずべきは、『国境を越えた環境汚染』への、各国の抵触（conflict of laws）という冷厳な事実を踏まえた、法的分析である（石黒・国境を越える環境汚染〔平成4〕「はしがき」参照）。

国家法の域外適用とは、言うまでもなく、一国の法規制において、必ずしもその国の中でなされた行為のみではなく、何らかの客観的な関連が当該の国との間にある事案についても、自国の法的規制を及ぼし、自国内でそのエンフォースメントを行うことである。

域外適用問題は、もともと反トラスト法関連の1945年のアメリカの1判定（アルコア事件判決）において、いわゆる「効果理論」が採用されたのをきっかけとして、独禁法を主戦場として各国で議論されて来た。だが、これももはや周知のこととして、ココム規制関連の輸出管理（日本の場合には外為法による規制）や証券取引規制、国際銀行監督等々、国家の公的規制全般において、域外適用が問題となる。

島国に本の閉鎖性ゆえか、特異的に日本では、「自国法規制が国外に及ぶのは他国主権の侵害にあたるのでは…」といった理論的基盤を欠く自己制御がなされる傾向にある。そのことが徒に国家的規制の（国境を介した）ループホールを生ぜしめ、不必要な国内空洞化の遠因をなしていることへの認識も、この国では充分ではない。

既に上記の如く概念規定をした国際環境問題との関係では、日本での既述の如き域外適用問題への消極的対応から、いくつかの無視しえない問題が、顕在化することになる。

まず、日本企業の海外での環境汚染行為について、日本法に基づき規制することは、そもそも出来ないのではないかと、せいぜい業界自主規制や行政指導、あるいはODA等の「援助」や技術移転でしかこれに対応しようとしなない。そのことが次第に環境問題の深刻さにめざめて来た途上国の、実に深刻な日本不信を加速せしめていることへの反省が、充分ではない。

次に、日本での域外適用問題への認識が充分でないため、とくにアメリカの環境保護論者とそれをサポートする理論サイドからの、かなり極端な自国法の域外適用への主張へも、適切なその評価を前提とする評価がなされず、すべてが情緒的対応の中に解消してしまう、といった弊がある。実際の日米環境摩擦が、域外適用絡みで生ずるのは、幸か不幸か今後の問題である。だが、ズワイ蟹輸入カルテル事件というアメリカ反トラスト法関連の実際の事例が、この種の問題を考える上での格好のシュミレーション素材となる。ただ、域外適用問題の基本がすべて示されたこの事件についても、日本での関心はあまりに低く、現状はまさに悲惨というべきである。

最後に、ウルグアイ・ラウンド終結を受けて、次のラウンドは環境がメイン・テーマだ、といった漠然たるムードがあるのみで、環境問題をガットに持ち込むことの真の意義についての深い考察が、日本ではことさらに欠如している。貿易の論理の権化たるガットにおいて、貿易外の、非経済的諸価値が如何に取り扱われるべきかは、実はウルグアイ・ラウンドでも多々問題とすべきところであったが、経済オンリー志向の強い日本では、バランスのとれた分析視角が、十分に示されていないのである。この点を、著名なメキシコの

ツナ缶輸入についてのアメリカの（自国規制の域外適用を前提とする）規制と、それに対するガットのパネル報告を素材としつつ、若干論じておく必要がある。